

【記載例】

請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

釧路家庭裁判所 (☑根室支部) 令和元年 (家イ) 第〇〇〇号事件の

☑調停調書

□審判

□執行力のある判決

正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金188,576円

(1) ア 金60,000円

ただし、債権者、債務者間の長女〇〇についての令和3年1月から令和3年3月まで1か月金20,000円の養育費の未払分 (支払期毎月末日)

イ 金60,000円

ただし、債権者、債務者間の長男〇〇についての令和3年1月から令和3年3月まで1か月金20,000円の養育費の未払分 (支払期毎月末日)

ウ 金60,000円

ただし、債権者、債務者間の二女〇〇についての令和3年1月から令和3年3月まで1か月金20,000円の養育費の未払分 (支払期毎月末日)

(2) 金8,576円

ただし、執行費用

| | | |
|------|--------------|---------|
| (内訳) | 本申立手数料 | 金4,000円 |
| | 本申立書作成及び提出費用 | 金1,000円 |
| | 差押命令正本送達費用等 | 金2,826円 |
| | 資格証明書交付手数料 | 金600円 |
| | 送達証明書申請手数料 | 金150円 |
| | 確定証明申請手数料 | 金 円 |

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない各定期金債権

- (1) 令和3年4月から令和10年10月（債権者，債務者間の長女〇〇が満20歳に達する月）まで，毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (2) 令和3年4月から令和12年6月（債権者，債務者間の長男〇〇が満20歳に達する月）まで，毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (3) 令和3年4月から令和14年8月（債権者，債務者間の二女〇〇が満20歳に達する月）まで，毎月末日限り金20,000円ずつの養育費